熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(1週間の勤務時間)

- 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。
- 3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 4 任命権者は、職務の特殊性により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、広域連合長の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同 じ。)とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、こ

- れらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けること ができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要の ある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別 に定めることができる。
- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、 規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤 務職員にあっては、8日以上。以下この項において同じ。)の週休日を設けなけれ ばならない。ただし、職務の特殊性により4週間ごとの期間につき8日の週休日を 設けることが困難である職員について、広域連合長と協議して、規則の定めるとこ ろにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設 ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

- 第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも 45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ 勤務時間の途中に置かなければならない。
- 2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合におい

て、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

- 第7条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第2条から第 5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間にお いて職員に勤務をすることを命ずることができる。
- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における 勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務等の制限)

- 第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務(災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合

- を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を 介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期 に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午 後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)におい て常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する 場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」 とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することがで きるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この 項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、 「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」 という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、 第一項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時まで の間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するた めの措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障があ る」と読み替えるものとする。
 - 5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に 関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務代休時間)

- 第8条の2 任命権者は、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例(平成19年条例第16号。以下「給与条例」という。)第16条第4項の規定により、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき期間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。
- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休

時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても 勤務することは要しない。

(休日)

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる 者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から 翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」とい う。)についても、同様とする。

(休日の代休日)

- 第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。
- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるとき を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及 び介護時間とする。

(年次有給休暇)

- 第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数)
 - (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める

- (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、熊本県後期高 齢者医療広域連合以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数
- 2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただ し、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合 においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

- 第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。この場合において、その期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。
 - (1) 公務により疾病にかかり、若しくは負傷し、又は通勤(地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号)第2条に規定する通勤をいう。)により疾病に かかり、若しくは負傷し療養を必要と認める場合 必要と認められる最小限度 の期間
 - (2) 私傷病により療養を必要と認める場合 必要と認められる連続する90日以内の期間

(療養休暇)

- 第 14 条 療養休暇は、職員が結核性疾患のため長期の療養を要すると認められる場合 (熊本県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続及び効果に関する条例第 3 条 第 3 項に該当する場合を除く。) における休暇とする。
- 2 任命権者は、別表に定める期間を超えない範囲内において療養休暇を与えること ができる。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

(介護休暇)

- 第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の3第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない 1時間につき、同条例第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額 する。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に 係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤 務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない 範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。 (病気休暇等及び介護時間の承認)
- 第17条 病気休暇、療養休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及 び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなけれ ばならない。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

- 第17条の2 任命権者は、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する 条例(平成19年条例第13号)第24条の2第1項の措置を講ずるに当たって は、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」とい う。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。) に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第24条の2第 1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭 の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想さ れる職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る 申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1)対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期 両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の 状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活と

の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認する ための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

- 第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにする ため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2)介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等)

第18条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、規則の定める基準に従い その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月26日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月23日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月30日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を開始日とするこの条例 による改正後の第8条第2項の規定による請求を行おうとする職員は施行日前にお いても、規則の定めるところにより、請求を行うことができる。

附 則(平成23年2月21日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年2月19日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月18日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月28日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第8条第1項中「に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

附 則(平成31年3月29日条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月18日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月6日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

附 則(令和7年6月25日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、 第1条の規定による改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、 休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる 措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行 日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

別表(第14条関係)

勤続区分	療養休暇期間
勤続 3 年未満	1年
勤続3年以上6年未満	1年4月
勤続6年以上	1年8月

備考 勤務年数の算定については、就職の月から起算する。ただし、休職、療養休暇、特別休暇その他の事由により職務を執ることを要しないこととされる期間は、 勤続年数に算入しない。